

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、乗客を乗せて目的地に向かう途中、交差点で信号待ちをしていたところ、後方から普通乗用車に追突され（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人によると、本件事故の瞬間の乗客の「ギャー」という悲鳴が頭から離れず、本件事故後、頭の締めつけ、「ギャー」という幻聴、黒い服の人が「ギャー」と悲鳴をあげる夢を見る、怖くて車の運転が全くできない、後ろを走行している車が急ブレーキを踏むとパニックになる等の症状が続いているという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し、「心的外傷後ストレス障害」と診断された。
- 3 請求人は、業務上の事由により精神障害を発病し、障害が残存するとして、監督署長に対し障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、E医師の意見書及び請求人の申述等を踏まえ、要旨、請求人は平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F40.2 特異的恐怖症(自動車運転恐怖症)」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断している。当審査会も、請求人の症状とその経過等に照らすと、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、次のとおりである。

(ア) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①本件事故の状況が悲惨なものであったこと、②本件事故により負傷したことを主張している。

(イ) 上記(ア)の①の、本件事故の状況が悲惨なものであったとの主張についてみると、請求人は、本件事故の状況について、平成〇年〇月〇日、乗客を乗せてタクシーを運転中、後方から普通乗用車に追突され、その際、乗客が「ギャー」という、請求人が人生の中で聞いたことのないようなものすごい悲鳴を上げた旨述べている。そこで、本件事故の状況を、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に当てはめて検討する。まず、請求人のタクシーと追突した普通乗用車の損傷についてみると、請求人のタクシーは、後部バンパーが若干破損し、後輪上のフェンダー部分が曲がる程度であり、追突した普通乗用車は、前照灯とナンバープレートが多少歪んでいる程度であって、決定書理由に説示のとおり、追突による双方の車両の損傷は比較的軽微であった。次に、請求人の受けた衝撃の程度及び傷病の程度についてみると、請求人は、自分が座っていた運転席に取り付けられたヘッドレストに後頭部を強く打ち付けたと述べるが、決定書理由に説示のとおり、請求人の傷病は局所の捻挫と損傷であり、本件事故直後も自力でタクシーを運転することができ、入院や手術を要せず、通院しながらのリハビリを主とした治療であることに照らすと、軽傷であったと認められる。また、乗客の受けた衝撃の程度についてみると、乗客は前のめりに飛び出す形で前列シートの背もたれ部分に体を打ち付けたものの、決定書理由に説示のとおり、目視で確認できるような受傷や出血はなく、救急車が呼ばれることもなく、頸部を痛めた程度であった。このように、請求人の傷病の程度は軽傷であり、本件事故の状況も悲惨とはいえないから、本件事故を体験したことによる心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(ウ) 上記(ア)の②の、本件事故により負傷したとの主張についてみると、請求人は、本件事故により相当程度の負傷をした旨述べている。そこで、本件事故による請求人の負傷を「(重度の)病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度はⅢ）に当てはめて検討すると、上記(イ)にみたたとおり、請求人が本件事故により受けた傷病の程度は軽症であったと認めら

れるから、請求人の負傷による心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(エ) 労働時間についてみると、一件記録を精査するも、請求人に恒常的な長時間労働は認められない。

(オ) 以上のとおり、評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「弱」の出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、請求人に残存する障害について論ずる余地はない。

(4) なお、請求人から提出のあった資料を含む一件記録を改めて精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。